

1. 議事日程

(平成17年第4回安芸高田市議会12月定例会第10日目)

平成17年12月22日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 発議第7号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について

日程第3 発議第8号 万全なBSE対策の実施を求める意見書について

日程第4 議案第107号 平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)

追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出の承認について

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

10番 熊高昌三 11番 青原敏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	杉山俊之	消防長	村上紘
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 松浦議長 おはようございます。  
時間が参りましたので、ただいまの出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、
10番 熊高昌三君及び11番 青原敏治君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 発議第7号 議会制度改革の早期実現に関する意見書  
について

- 松浦議長 日程第2、発議第7号、議会制度改革の早期実現に関する意見書に  
ついての件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
15番 山本三郎君。

- 山本議員 はい。発議第7号、議会制度改革の早期実現に関する意見書につい  
て、提案理由の説明を行います。  
議会制度改革の進展は、地方公共団体の自己決定権を拡大し、それ  
に伴って、議会の機能の充実や、自主性、自立性の拡大が求められる  
ところであります。

去る12月9日に、内閣総理大臣の諮問機関であります、第28次  
地方制度調査会におきまして、地方の自主性、自立性の拡大及び地方  
議会のあり方に関する答申が示されたところでありますが、その内容  
は、極めて不十分なものとなっております。

よって、改めて国に対して、議会の招集権を議長に付与すること。  
また、地方自治法第96条の2項の法定受託事務に係る制限を廃止す  
るなど議決権を拡大すること。専決処分要件を見直すとともに、不承  
認の場合の首長の対応措置を義務付けること。議会に付属機関の設置  
を可能とすることなど、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める  
ため、意見書を提出するものであります。

なにとぞ、議員の皆さんのご理解をいただきますようお願いし、提  
案理由の説明といたします。

- 松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思っております。  
ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りします。  
これより発議第7号、議会制度改革の早期実現に関する意見書について  
の件を、起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 発議第8号 万全なBSE対策の実施を求める意見書
について

○松 浦 議 長

日程第3、発議第8号、万全なBSE対策の実施を求める意見書に
ついての件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 渡辺義則君。

○渡 辺 議 員

はい、議長。発議第8号、万全なBSE対策の実施を求める意見書
について、提案理由の説明を行います。

国内でBSE感染牛が確認されて以来、と畜される全ての牛のBSE
検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等により、牛肉に対
する安全確保、信頼回復が図られてきております。しかしながら、2
003年に米国でBSE発生が確認されて以来、輸入禁止としており
ました、米国、カナダ産牛肉について、政府は12月12日、輸入再
開を正式決定いたしました。

つきましては、政府に対し、万全なBSE対策を求めるため、次の
事項の実現を要請する意見書を提出するものです。

1、国内において、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築な
ど、対策強化を行うとともに、検査感度を改良する技術開発を一層進
めること。

2、米国産の牛肉等の輸入再開にあたっては、政府、リスク管理機
関は、肉骨粉による感染防止。20ヵ月齢以下であることを、制度的
に担保させること。特定危険部位の除去方法について、国内と同じレ
ベルとすることについて、実効性の確保をはかり、その情報を公開す
ること。

3、中食、外食を含め、表示で使用状況を明示させ、消費者に選択
の権利を与えること。

以上でございます。何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いをし、提案理由の説明といたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては、質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより発議第8号、万全なBSE対策の実施を求める意見書についての件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第107号 平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)

○松浦議長

続いて、日程第4、議案第107号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第6号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

○松浦議長

どうぞ。

○児玉市長

議案第107号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第6号について、提案説明を行います。

本議案は、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算において、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

この債務負担行為の補正は、農畜産物処理加工施設の整備にかかる、資金調達につきまして、当初の資金調達計画を一部変更することとなりましたので、それに伴いお願いするものでございます。

資金調達計画においては、安芸高田市がふるさと融資をもって、安芸高田市アグリフーズ株式会社へ融資することとしておりましたが、広島北部農業組合から安芸高田アグリフーズ株式会社へ直接融資していただくこととし、安芸高田市としては、この融資に対して、損失補償を行うものでございます。

また、ハセップ資金の融資におきましては、金融機関から、建物施

策の担保、安芸高田市アグリフーズ株式会社社長の債務保証及び広島駅弁当株式会社の債務保証に加え、安芸高田市の損失補償が、融資条件として求められましたので、安芸高田市としては、このハセップ資金の融資に対して、損失補償を行うものとしたものでございます。

よろしく審議をいただき、適切なる議決をいただきますように、お願いします。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

まず初めに、総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

議案第107号、平成17年度の安芸高田市一般会計補正予算第6号の補正内容につきまして、要点のご説明をいたします。

まず、2ページをお開きいただきたいと思います。第1表、債務負担行為の補正でございます。事項、期間、限度額を定めております。

まず、1件目でございますが、広島北部農業協同組合が安芸高田アグリフーズ株式会社に農産畜産物加工処理施設整備資金として、融資したことによりまして、損失を受けた場合の損失補償事項でございます。期間といたしましては、平成17年度から平成32年度まででございます。限度額につきましては、1億600万円の借入額でございます。

2点目といたしまして、農林漁業金融公庫が、安芸高田アグリフーズ株式会社に食品産業品質管理高度化資金を融資することの、損失補償でございます。期間といたしましては、平成17年度から平成32年度まででございます。融資の元本限度額といたしましては、4億8,510万円をするものでございます。

なお、この資金調達計画を変更することによりましては、経過にいたしましては、自治振興部長より説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いします。

○松浦議長

引き続き、説明を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

それでは、私の方から、資金調達計画の変更についてご説明申し上げます。

ふるさと融資につきましては、安芸高田市が起債を起こしまして、安芸高田市が直接、安芸高田アグリフーズへ融資することにしていましたが、この融資にあたりましては、融資の制度上、民間金融機関等の連帯保証が求められております。実績のあります既存企業であれば、返済能力や担保能力もありますので、民間金融機関等の連帯保証も可能であります。新設で実績のない第3セクターには、連帯保証いただく民間金融機関等が存在せず、ふるさと融資については、断念せざるを得なかったものであります。

安芸高田市としては、このふるさと融資部分について、指定金融機関である広島北部農業協同組合から、安芸高田アグリフーズ株式会社

へ直接融資していただくこととし、この融資により広島北部農業協同組合が損失を発生させた場合、その損失について補償する契約を提供するものであります。

次に、ハセップ資金について、ご説明を申し上げます。

ハセップ資金を取り扱う農林漁業金融公庫は、融資の条件として、建物設備への担保の設定、安芸高田アグリフーズの社長の債務保証、広島駅弁当の株式会社の債務保証を求めておりましたが、受託金融機関をお願いする段階になってから、安芸高田市の損失補償も融資条件として、求められるに至ったものであります。

その理由は、安芸高田アグリフーズ株式会社が、実績がないこと。安芸高田アグリフーズが所有する建物設備や汎用性がなく、担保価値が低いこと。安芸高田アグリフーズが第3セクターであり、行政が関与する事業であること。とされておりますが、第3セクターをめぐる厳しい環境に加え、金融機関としては、100%確実、安全な手法を求められたものだろうと推測しております。

安芸高田市としましては、この事業が安芸高田市の農業構造を変革し、農業振興に大きく寄与する事業だと鑑み、ハセップ資金の融資により、農林漁業金融公庫及び受託金融機関である広島県北部農業協同組合連合会が損失を発生した場合、その損失について、補償する契約を締結するものでございます。

なお、先日の合同委員会におきまして、今日に至った経過について、時系列に説明してほしいと御質問がございましたが、手持ち資料がなく、不十分な説明になってしまいました。改めて説明をさせていただきたいと思っております。

ハセップ資金につきましては、8月以降、広島駅弁当株式会社が、アグリフーズと一体となりまして、ハセップ、認定の申請書類の作成、さらには、認定の手続きを進めるとともに、融資につきましても、広島駅弁当株式会社が農林金融公庫に事業計画を説明するとともに、融資条件について協議を進めてまいりました。

こうした経過につきましては、広島駅弁当株式会社から随時、報告は受けておりましたが、10月19日に、農林金融公庫が現地視察と合わせて安芸高田市に来庁し、融資条件についても説明を受けたところであります。

この時点におきましては、建物施設について担保を設定すること。安芸高田アグリフーズ社長の債務保証を設定すること。広島駅弁当株式会社の債務保証を設定すること。さらに、融資については、受託金融機関を通じて行なうこと。の4点が融資条件として示されました。

ところが、その後11月4日に、受託金融機関で融資窓口をお願いしておりました広島県信用農業協働組合から、ハセップ資金については、安芸高田市の損失補償がいただきたい、と申し出があり、さらに11月18日には、農林金融公庫が、広島県信用農業組合とともに安

芸高田市に来庁し、安芸高田市の損失補償が、融資のための条件であると明示をされたわけでございます。

安芸高田市としましては、広島駅弁当株式会社との基本協定書がございますので、損失補償はしないという方向で交渉いたしました。農林金融公庫の条件を、変更することはできませんでした。

その後、11月22日に広島駅弁当株式会社社長が来庁し、安芸高田市のご尽力を、ぜひともお願い申し上げたいとのお願いがあり、安芸高田市としても、損失補償をせざるを得ないと判断し、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

以上であります。

○松浦議長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

お諮りします。

これより、議案第107号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第6号の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により、閉会中も引き続き継続審査したい旨の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続審査の申し出の承認についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出の承認について

○松浦議長

日程第1、閉会中の継続審査の申し出の承認についての件を議題といたします。



お諮りいたします。議会運営委員長及び各常任委員長からの、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成17年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞でございました。

~~~~~○~~~~~

午前10時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員